

研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル(第Ⅱ版)

— 競争的資金等の不正使用防止計画を含む —

平成28年 4 月

東北学院大学

目 次

- I. 研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル策定等の趣旨
- II. 東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する基本方針
- III. 東北学院大学における公正な研究活動を遂行するための行動規範
- IV. 研究活動上の不正行為防止の取組体制
 - 1. 組織内の責任体制の明確化
 - 2. 組織内の不正防止対応組織の明確化
- V. 競争的資金等の不正使用防止計画
 - 1. 法令等の遵守
 - 2. 不正使用等の防止に向けた具体的事項
 - 3. 研究活動における不正行為防止等への対応
 - ・東北学院大学における研究データの保存、開示等に関するガイドライン
 - 4. 研究活動上の不正行為等への対応
 - 5. 不正行為が確認された場合の措置
- VI. 不正防止体制整備の不備がある場合の文部科学省の措置
- VII. 研究活動上の不正行為防止への対応マニュアルの見直し

【添付資料】

- 東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程
(平成27年3月11日制定第7号)

【参照資料】

- 1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
(平成26年2月18日改正)
- 2. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに関する質問と回答
(FAQ) (平成26年2月18日版)
- 3. 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
(平成26年8月26日改正)
- 4. 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに係る質問と回答

I. 「研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル」策定等の趣旨

現在、社会では、環境、エネルギー、食料、感染症など地球規模のさまざまな問題に直面している。さらに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、甚大な被害をもたらし、自然災害に対する脅威を新たにするとともに、エネルギー政策の在り方について再考が求められている。一方、我が国での少子高齢化社会の下、人口減少が現実のものとなる中での社会の活力の維持、安全安心な生活への対応等が求められている。

こうした諸問題に対しては世界各国が強調、協力して取り組まなければならない、学術研究の使命ともなっている。

然るに、昨今、データの捏造や研究費に係る不正経理などの研究活動上の不正事実が次々と発覚し、社会問題として大きく取り上げられる事態は、学術研究の本質に反するものであり、人々の学術研究への信頼を揺るがし、学術研究の発展を妨げ、冒涇するものであって許すことができない。

東北学院大学（以下、「本学」という。）では、研究活動上の不正行為に対して厳しい姿勢で臨み、本学において学術研究に携わる者及びこれを支援する者（以下、「研究従事者」という。）による研究活動上の不正行為（※1）を未然に防止し、その適正化を図るために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 26 年 2 月 18 日改正)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日改正）」（※2）を踏まえて、不正行為防止に関する「基本方針」（※3）及び研究活動における「行動規範」（※4）を定め、具体的な研究活動上の不正行為防止対策の一環として「研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）を策定した。

この対応マニュアルでは、本学の研究活動上の不正行為防止に係る責任体制を構築し、競争的資金等（※5）の不正使用防止対策として「競争的資金等の不正行為防止計画」を策定している。

本学の研究従事者は、この対応マニュアルを理解し、研究活動上に係る不正行為防止の意識向上を図ることにより、本学の教育・研究の進展を促進し、社会の発展に寄与しなければならない。

※1：「研究活動上の不正行為」とは、「東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程」第3条第1項各号に掲げる次のものをいう。以下同じ。

(1) 研究活動における次のいずれかに該当する行為

ア 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん：研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正なものでないものに加工すること。

ウ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示をしないまま流用すること。

(2) 二重投稿及び不適切なオーサーシップ等の不適切な行為

(3) 競争的資金等の私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等の行為

※2：ガイドラインで対象とする「研究活動」とは、競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動をいう。

※3：「基本方針」とは、「研究活動上の不正行為防止に関する基本方針」をいう。以下同じ。

※4：「行動規範」とは、「東北学院大学における公正な研究活動を遂行するための行動規範」をいう。以下同じ。

※5：「競争的資金等」とは、「東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程」第9条第1項各号に掲げるものをいう。以下同じ。

II. 東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する基本方針

東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する基本方針

平成 27 年 2 月 27 日学長裁定

この方針は、研究活動における不正行為の防止及び競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドラインを受けて、東北学院大学において、これまで実施してきた研究活動の遂行における不正行為防止活動をさらに推進する観点から基本的な事項を定めるものとする。

1. 学長のリーダーシップの下で、「研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）を策定し、管理・運営に関わる者の責任と権限の体系を明確化する。
2. 「対応マニュアル」に基づき、学内の研究活動における研究者倫理の向上を目指す研究倫理教育の実施及び不正使用防止に係るコンプライアンス教育の実施により、研究活動上の不正行為防止の意識改革を進め、未然に防止する研究環境を構築する。
3. 「対応マニュアル」に基づき、競争的資金等の適正な管理の重要性と不正使用防止に取り組む姿勢の周知・徹底を図る。
4. 研究活動の促進、業務の効率化促進、適正かつ厳正な競争的資金等の管理・運営により調和の取れた教育・研究体制を構築する。
5. Web の活用等により研究活動上の不正行為防止に係る社会への説明責任を果たす。

Ⅲ. 東北学院大学における公正な研究活動を遂行するための行動規範

東北学院大学における公正な研究活動を遂行するための行動規範

平成 27 年 2 月 27 日全学教授会承認

東北学院大学（以下「本学」という。）は、本学において学術研究に携わる者及びこれを支援する者（以下「研究従事者」という。）が、研究活動の果たす社会的役割の大きさに鑑み、各種の社会規範や法令及び本学の規程等を遵守し研究活動を公正に遂行するために、以下の行動規範を定めるものとする。

1. 研究従事者は、競争的資金等の使用に当たっては、研究資金等の配分機関の規定及び本学の規程等を遵守しなければならない。
2. 本学において学術研究に携わる者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用その他の不正又は不適切な行為及び研究費の私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等の不適切な使用を行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理、保存により研究成果の信頼性を確保し、不正行為の発生を未然に防ぐ措置を講じなければならない。
3. 研究従事者は、研究活動に伴う情報等の守秘義務を厳守し、研究活動上知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
4. 研究従事者は、産学官連携活動に伴う利益相反の弊害を未然に防止し、研究活動等の健全な推進に努めなければならない。
5. 研究従事者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、人種、性、地位、思想、宗教などにより個人を差別してはならない。
6. 本学において学術研究に携わる者は、研究上の優位な立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
7. 研究従事者は、不正行為があった場合は、その是正に努めなければならない。
また、不正行為が現に行われ、若しくは行われたことを確認したときは、それを放置してはならない。
8. 研究支援に携わる事務職員等は、本行動規範の趣旨に沿って真摯に行動しなければならない。特に、研究費の管理においては、不正行為を行わず、また、加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。
9. 本学は、研究従事者と本学との取引業者の癒着を防止するため、本学との取引業者に対して、本行動規範を含む関係規程等の趣旨を説明し、不正防止の取り組みへの理解を求める。
10. 本学は、研究環境の質的向上に積極的に取り組み、研究活動における不正行為及び不適切な行為を未然に防止するために、この行動規範を研究従事者に周知し、研究倫理の普及・定着のための活動を行わなければならない。
また、研究活動における疑義が発生した場合は、適切に対応しなければならない。

IV. 研究活動上の不正行為防止の取組体制

－競争的資金等の不正使用防止の取組体制を主体として－

本学における研究活動上の不正行為防止への取組体制については、競争的資金等の不正使用防止への取組体制を主体にし、研究活動での捏造、改ざん、盗用等の不正行為への取組みについては、競争的資金等の不正使用防止への取組体制に準じて対応するものである。

1. 組織内の責任体制の明確化

本学における研究活動上の不正行為防止に取り組む責任者及び競争的資金等を適正に管理・運用する責任者として、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進副責任者、事務管理責任者及び事務担当責任者を置く。

(1) 最高管理責任者 : 学 長

本学における研究活動上の不正行為防止に係る基本方針を策定し、その実施に必要な措置を講じる。併せて、競争的資金等の使用に関して、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るとともに最終的な責任を負う。

(2) 統括管理責任者 : 総務担当副学長

最高管理責任者を補佐し、最高管理責任者が策定の基本方針に基づき、全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。
併せて、本学における競争的資金の管理・運用について統括する。

(3) コンプライアンス推進責任者 : 各研究科長、各学部長

統括管理責任者の指示の下で、以下の対応策を実施する。

- (ア) 各研究科及び各学部における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (イ) 不正防止を図るため、部局内の競争的資金等の管理・運用に関わる全ての研究従事者に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (ウ) 各研究科及び各学部の研究従事者が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。併せて、競争的資金等の管理・執行の管理監督について責任と権限を持つ。

(4) 研究倫理教育責任者 : 各研究科長、各学部長

各研究科及び各学部における研究活動の不正又は不適切な行為に対応する研究倫理教育について責任と権限を持ち、定期的に研究倫理教育を実施し、研究者倫理に関する知識を定着、更新させる。併せて研究データの保存・開示について管理責任を持つ。

(5) コンプライアンス推進副責任者 : 各専攻主任、各学科長

コンプライアンス推進責任者を補佐し、各専攻及び各学科において、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育及び不正行為防止対策の実効的な管理監督を行い、研究活動における不正行為防止対策の実効的な管理監督について責任及び権限を持つ。

(6) 事務管理責任者 :

土樋キャンパス－総務部次長

多賀城キャンパス－総務部次長（多賀城キャンパス担当）

泉キャンパス－総務部次長（泉キャンパス担当）

競争的資金等の管理・運用に関する事務の実質的責任及び権限を持つ。

また、コンプライアンス推進副責任者を兼ねて、コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング等の不正行為防止対策を補佐する。

(7) 事務担当責任者 : 各キャンパスにおいて競争的資金等に関する事務を直接所掌する部署の責任者

事務管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理・運用の事務処理に直接携わり、研究活動上の不正行為に関する相談及び通報の窓口となる。

研究活動上の不正行為防止に係る責任体制

部 局 等	責 任 体 制	職 名
	最高管理責任者	学長
	統括管理責任者	総務担当副学長
文学研究科 文学部	コンプライアンス推進責任者 研究倫理教育責任者	文学研究科長、文学部長
	コンプライアンス推進副責任者	文学研究科各専攻主任、 文学部各学科長
経済学研究科 経済学部	コンプライアンス推進責任者 研究倫理教育責任者	経済学研究科長、経済学部長
	コンプライアンス推進副責任者	経済学専攻主任、 経済学部各学科長
経営学研究科 経営学部	コンプライアンス推進責任者 研究倫理教育責任者	経営学研究科長、経営学部長
	コンプライアンス推進副責任者	経営学専攻主任、経営学科長
法学研究科 法学部	コンプライアンス推進責任者 研究倫理教育責任者	法学研究科長、法学部長
	コンプライアンス推進副責任者	法律学専攻主任、法律学科長
工学研究科 工学部	コンプライアンス推進責任者 研究倫理教育責任者	工学研究科長、工学部長
	コンプライアンス推進副責任者	工学研究科各専攻主任、 工学部各学科長
人間情報学研究科 教養学部	コンプライアンス推進責任者 研究倫理教育責任者	人間情報学研究科長、 教養学部長
	コンプライアンス推進副責任者	人間情報学専攻主任、 教養学部各学科長
土樋キャンパス	事務管理責任者 (兼コンプライアンス推進副責任者)	土樋キャンパス総務部次長
	事務担当責任者	学長室事務課長
多賀城キャンパス	事務管理責任者 (兼コンプライアンス推進副責任者)	多賀城キャンパス総務部次長
	事務担当責任者	" 総務課長補佐
泉キャンパス	事務管理責任者 (兼コンプライアンス推進副責任者)	泉キャンパス総務部次長
	事務担当責任者	" 総務課長補佐

2. 組織内の不正防止対応組織の明確化

本学における研究活動上の不正行為の防止等に関わる委員会として、「東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程」第5条の規定により、研究不正防止推進委員会、競争的資金等内部監査委員会及び研究不正調査委員会を置く。

(1) 研究不正防止推進委員会

研究不正防止推進委員会は、公正な研究活動を遂行するための行動規範及び研究活動に係る不正防止計画を立案し、コンプライアンス及び競争的資金等に関する不正防止の推進により研究者の研究環境の改善を図ることを目的として設置する。

同委員会委員長は、総務担当副学長をもって充て、委員は、土樋キャンパスから6人の教職員並びに多賀城及び泉の各キャンパスからそれぞれ4人の教職員を選任する。

(2) 競争的資金等内部監査委員会

競争的資金等内部監査委員会は、競争的資金等の使用状況を監査することを目的として、最高管理責任者直属に設置する。

同委員会委員長は、総務部長をもって充て、委員は、財務、管財若しくは総務関係部署の職務経験者又は現に当該職務を担当している職員の中から6人を選任する。

(3) 研究不正調査委員会

研究不正調査委員会は、研究活動の不正行為に関する内部監査報告、通報等に基づき調査を実施し、不正行為の事実確認及び事実認定を行うことを目的として設置する。

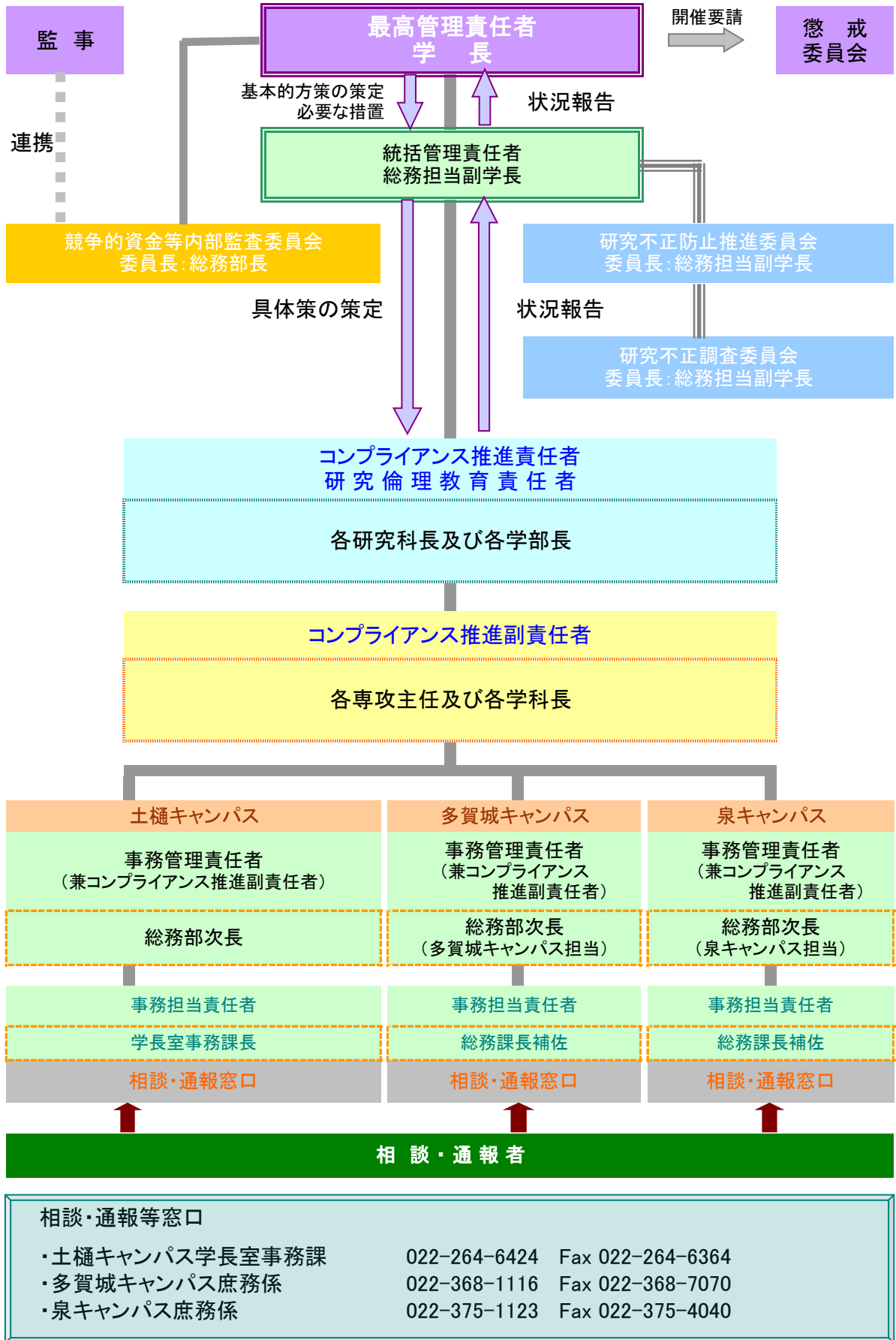
同委員会委員長は、総務担当副学長をもって充て、委員は、研究不正防止推進委員会及び競争的資金等内部監査委員会の委員のうちから、それぞれ3人以内を選任し、必要に応じて学識経験者若干名を選任する。

また、捏造、改ざん、盗用その他の研究活動における不正又は不適切な行為に係る研究不正調査委員会の設置にあつては、学外の学識経験者が過半数以上としなければならない。

なお、委員の選任に当たっては、最高管理責任者が研究不正調査委員会委員長と協議を行う。

※ 次ページの「研究活動上における不正行為防止に関する責任体系図」参照

研究活動上における不正行為防止に関する責任体系図



V. 競争的資金等の不正使用防止計画

—研究活動の不正行為防止対策及び研究活動上の不正行為等への対応を含む—

本学の研究従事者による競争的資金等の不正使用などの不正行為を未然に防止し、その適正化を図るために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 26 年 2 月 18 日改正)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日改正)」を踏まえて、以下のとおり「不正使用防止計画」を定める。

これにより、研究費の運営・管理の責任体制及び不正使用防止に向けた具体的項目等の周知・徹底を行い、本学の研究従事者の意識向上を図る。

また、この「不正使用防止計画」には、研究活動の不正行為防止対策としての研究倫理教育責任者の役割等及び研究活動上の不正行為等への対応としての研究活動上の相談・通報の取扱いなどを含み、研究活動全体の不正防止計画としているが、これによりがたいケースについては、文部科学大臣決定の両ガイドラインに基づき対応するものとする。

1. 法令等の遵守

1- (1) 行動規範等の遵守

研究従事者が研究活動に携わる場合は、関係法令及び本学の行動規範等の関係規程を遵守し、研究活動上の不正行為の発生を未然に防止する。

1- (2) 統括管理責任者の役割

統括管理責任者である総務担当副学長は、最高管理責任者を補佐し、最高管理責任者策定の基本方針に基づき、全体の具体的な研究活動上の不正行為防止対策を策定・実施し、実施状況を確認する役割を担う。また、研究不正防止推進委員会の委員長として公正な研究活動を遂行するための行動規範及び競争的資金等の不正使用防止計画を策定し、本学における競争的資金の管理・運用について統括する役割を担い、本学の不正行為防止計画の推進を担当する。また、不正行為防止計画の推進に当たっては、学部長会、全学教授会等において、絶えず研究活動上の不正行為防止に係るコンプライアンスの啓蒙を図るほか、競争的資金等の不正使用防止計画に基づき、随時、研究費の適正な管理・運営の啓発を促し、意識の向上を図る。

2. 不正使用等の防止に向けた具体的事項

2- (1) コンプライアンス推進責任者の役割

コンプライアンス推進責任者は、研究活動上のコンプライアンス教育、競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持ち、統括管理責任者の指示の下、以下のことを実施する。

(ア) 各コンプライアンス推進責任者が、管理監督又は指導する各部局における対策を実施し、実施状況を確認する。その確認結果については、統括管理責任者に報告すると

ともに、問題が発生している場合は改善に努める。

- (イ) 各研究科及び各学部所属研究従事者に対するコンプライアンス教育に責任を持ち、研究従事者に不正行為防止の意識の浸透を図るため、統括管理責任者策定の研究費不正使用防止計画に基づき、行動規範等の趣旨を説明しコンプライアンス教育を実施する。

2－(2) 誓約書の提出

研究従事者は、行動規範などの関係規程等を理解し、学長に誓約書(別紙様式1)を提出の上、研究活動に従事する。

誓約書の提出は、競争的資金等の管理・運用に関わる研究従事者のみを対象とします。

この誓約書は研究活動上の不正行為防止に関わるものですが、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)において提出を要請されている競争的資金の管理・運用に携わる研究従事者に提出願うものです。

なお、提出を求めない研究従事者においても、研究活動における不正行為が確認された場合は、本学の懲戒規程等関係規程により処分されることを意識し、いかなる研究活動における不正行為も生じないように行動することが大切です。

なお、誓約書の提出時期は以下のとおりとする。

- (ア) 本学において学術研究に携わる者(学生等を含む。)は、「東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程」の施行時に、また、規程、ガイドライン等の大幅な変更があった場合に、コンプライアンス推進責任者等が実施するコンプライアンス教育を受講した上で、誓約書を提出する。ただし、競争的資金等の採択時に誓約書の提出を求められた場合はこの限りではない。
- (イ) 採用等により本学において学術研究に携わることになった者(学生を含む。)は、コンプライアンス推進責任者等が実施するコンプライアンス教育を受講した上で、誓約書を提出する。
- (ウ) 競争的資金の管理・運用に携わる事務職員等についても前記(ア)の例によるものとし、また、採用等により競争的資金の管理・運用に携わることになった場合は、前記(イ)の例によるものとする。

2－(3) 取引業者への要請

研究従事者と本学の取引業者との癒着を防止するため、本学と一定の取引実績を持つ業者に対して、学長が本学の行動規範などの関係規程等の趣旨を説明の上、誓約書(別紙様式2)の提出を要請し、不正防止の取り組みへの理解を求める。

なお、本学と一定の取引実績を持つ業者の判断基準は、以下の取引実績によるものとし、別に定める。なお、業者等への対応は統括管理責任者の下で学長室事務課が行う。

- (ア) 競争的資金による取引実績
- (イ) 競争的資金による購入金額

2 - (4) 誓約書の保管

研究従事者より提出された誓約書は、コンプライアンス推進責任者の下で各キャンパスの事務管理責任者（コンプライアンス推進副責任者）が、また、業者より提出された誓約書は、統括管理責任者の下で管理・保管する。

2 - (5) コンプライアンス教育の実施

コンプライアンス推進責任者は、以下のとおりコンプライアンス教育を実施する。

(ア) コンプライアンス教育の企画

- ① 実施に当たっては、コンプライアンス教育の受講義務化を呼びかけ、研究従事者の受講管理の徹底を図り、コンプライアンス教育受講後に、研究従事者から誓約書（別紙様式1）及びコンプライアンス教育の理解度を把握するための確認書（別紙様式3）を提出してもらう。
- ② コンプライアンス教育の理解度が低い受講者に対しては、コンプライアンス推進責任者の指示の下で、コンプライアンス推進副責任者又は当該指導（担当）教員が再教育を実施する。
- ③ コンプライアンス推進責任者は、学生及び異動等に伴う研究支援者等の新規の研究従事者に対する研究活動上の不正行為の防止に係る説明を、コンプライアンス推進副責任者又は当該指導（担当）教員に代理させることができる。

(イ) コンプライアンス教育の実施内容

コンプライアンス教育では、不正防止対策の理解や意識を高める以下の内容とし、具体的事例を挙げて説明を行う。

① 研究活動上の不正行為の理解

「研究活動上の不正行為」とは、「東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程」第3条第1項各号に掲げる次のものをいう。

(a) 研究活動における次のいずれかに該当する行為

- i 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ii 改ざん：研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正なものでないものに加工すること。
- iii 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示をしないまま流用すること。

(b) 二重投稿及び不適切なオーサーシップ等の不適切な行為

(c) 競争的資金等の私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等の行為

② 本学の「対応マニュアル」の周知

(a) 「基本方針」及び「行動規範」の周知

(b) 競争的資金等の不正使用防止の取組体制及び責任体制の周知

(c) 競争的資金等の不正使用防止計画の周知及び誓約書及び確認書の提出

(d) 競争的資金の使用ルールの周知

(e) 研究活動上の不正行為等の通報への対応の周知

(f) 不正行為が確認された場合の措置

(j) 不正行為が発覚した場合の機関への影響

- ③ 研究倫理教育の実施に当たっては、文部科学省等が作成又は指導した教材を活用するものとする。

【参照】コンプライアンス教育教材：

- (a) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について（管理者向け） - YouTube
- (b) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について（研究者向け） - YouTube
- (c) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（管理者向け）pdf 平成 26 年 6 月版
- (d) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（研究者向け）pdf
- (e) 科学の健全な発展のために 日本学術振興会（研究者向け）pdf

2 - (6) 不正を発生させる要因の把握

コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進副責任者及び事務管理責任者と協力し、不正を発生させる要因がどこに、どのような形であるか法務研究科及び各学部の状況を体系的に評価するためのモニタリングを実施し、その結果を統括管理責任者に報告する。

2 - (7) モニタリングの実施

(ア) 競争的資金等の管理・運用の確認

コンプライアンス推進責任者は、法務研究科及び各学部の競争的資金等の管理・執行状況について、コンプライアンス推進副責任者である各学科長及び法律学専攻長から報告を受けて、不正を発生させる要因について体系的に定期評価を行う。

(イ) モニタリングの実施

コンプライアンス推進副責任者は、事務管理責任者と協力し、以下のリスクに注意し、各学科及び法律学専攻において競争的資金等の適切な管理・運用がなされているかどうかを確認するモニタリングを実施し、コンプライアンス推進責任者に報告する。

(別紙様式 4)

- ① 発注権限のない研究従事者の発注や例外処理の常態化などルールと実態が乖離していないか。
- ② 決裁手続きが複雑で責任の所在が不明瞭になっていないか。
- ③ 予算執行に特定の時期への偏りはないか。
- ④ 業者に対する未払いが発生していないか。
- ⑤ 競争的資金が集中している部局・研究室はないか。
- ⑥ 事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分になり、取引に対するチェックが不十分になっていないか。
- ⑦ 同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏りはないか。
- ⑧ データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特

- 殊な役務契約に対する検収が不十分になっていないか。
- ⑨ 受領印による確認のみや事後抽出による現物確認の不徹底など検収業務やモニタリング等が形骸化していないか。
 - ⑩ 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用はないか。
 - ⑪ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せになっていないか。
 - ⑫ 二重払いのチェックや用務先への確認など、出張の事実確認等が行える手続が不十分になっていないか。
 - ⑬ 特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境や、発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など牽制が効きづらい研究環境になっていないか。

2 - (8) 競争的資金の使用ルール

競争的資金等のうち、科学研究費補助金については、「科研費ハンドブック（研究者用）」及び「東北学院大学科研費使用マニュアル（研究者用）」に従って使用するものとし、これ以外の競争的資金等については、当該競争的資金等の使用ルールがある場合はこれに従い、特別な使用ルールが無い場合は「東北学院経理規程」に従って使用する。

また、以下に記載した一般的なルールに留意しながら処理する。

(ア) 物品調達

物品の調達に当たっては、経済性に留意するとともに、品質、精度、期限、需要等を精査するものとする。

(イ) 物品検収等の確実な実施

- ① 主管部署は、本学に納入される全ての物品について「納品書」を受領した後、速やかに納品検収を行い、「納品書」へ押印しなければならない。
- ② 特殊な役務であるデータベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検などに関する検収は、以下の要領で行う。
 - (a) 有形の成果物がある場合は、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うとともに、必要に応じ、仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外のものがチェックする。
 - (b) 成果物のない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行う。
- ③ 換金性が高いパソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、各種レコーダー、金券類等の物品については、競争的資金等で購入したことを明示するなど適切に管理する。
- ④ 物品検収の事務の流れについては、学内関係者及び納入業者に周知徹底を図る。

(ウ) 出張の事実確認

- ① 出張者が旅行の計画書の申請及び出張の報告書を作成するにあたり、用務内容によって次の事項を義務づける。
 - (a) 学会出席等の用務がある場合は、旅行の計画書に大会要旨を添付する。なお、資料等が当日配布される場合には、出張の報告書に資料の一部を添付する。
 - (b) 研究打合せ等の用務である場合は、出張の報告書に打合せの相手方の所属・氏名

を記載する。

- ② 研究従事者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。

(エ) 謝金の事実確認

- ① 研究支援者（学生等）は、研究者の指示による作業の開始の都度、出勤表を管理する部署（事務室等）において出勤表に押印をする。
なお、科研費による場合は、「東北学院大学科研費使用マニュアル（研究者用）」により手続きを行う。
- ② 研究支援者（学生等）の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行う。

2- (9) 内部監査の実施

- (ア) 競争的資金等内部監査委員会は、監事及び研究不正防止推進委員会と連携を図り、不正使用等を発生させる要因を踏まえた監査計画に基づき、競争的資金等の使用状況について定期及び臨時に内部監査を実施する。
- (イ) 定期監査は、日時を定めて次に掲げる項目について行う。
 - ① 使用ルールに基づく所定の書類整理
 - ② 書類の日付と検収の確認
 - ③ 高額な物品についての競争的な納入業者の決定の有無
 - ④ 立替払い及び研究者による発注における、使用ルールの遵守
 - ⑤ 使用ルールに基づく旅費の支出
 - ⑥ 人件費に関する出勤管理の適正
 - ⑦ 購入物品の適正保管
 - ⑧ 委託費、賃借料、修繕費、印刷費、雑費等の適正な契約
 - ⑨ 競争的資金等の使用に係る進捗状況
- (ウ) 定期監査は、原則として、特に競争的資金等の額が高額なものについて実施する。
- (エ) 臨時監査は、定期監査における不備項目及び通報事項について、必要に応じて随時行う。
- (オ) 競争的資金等内部監査委員会は、定期監査及び臨時監査の結果、不備があると認めるときは、統括管理責任者に報告し、学内に周知するとともに、関係者に対し適正な処理について指導又は助言する。
- (カ) 競争的資金等内部監査委員会は、以下の手法により内部監査リスクアプローチ監査の実施に努める。
 - ① 一部の研究従事者の旅費を一定期間分抽出して、先方に確認、出勤簿との照合、出張の目的や概要に係る抜き打ちでのヒアリングの実施
 - ② 研究支援者の一部を対象とする勤務実態のヒアリングの実施
 - ③ 納品後の物品等の現物確認
 - ④ 取引業者の帳簿との突合

3. 研究活動における不正行為防止等への対応

3- (1) 研究倫理教育責任者の役割

研究倫理教育責任者は、研究活動における捏造、改ざん、盗用等の不正行為に対応する研究倫理教育に責任と権限を持ち、併せて研究データの保存・開示について管理責任を持つものとする。また、各学部・学科等の特性に応じた研究倫理教育を実施し、研究従事者の研究者倫理に関する知識の定着・更新を図る。

3- (2) 研究倫理教育の実施

研究倫理教育責任者は、研究活動における不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するために、以下の研究倫理教育体制を構築し、研究者等に求められる倫理規範を習得させる研究倫理教育の定期的な（**5年程度**）実施により研究者倫理を向上させる。

- (ア) 研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範のみならず、各学部、各学科等の研究分野の特性に応じ、例えば、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（方法等を含む。）、保管や実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を修得・習熟させる。
- (イ) 研究者のみならず、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、特に、院生に対しては、専攻分野の特性に応じて研究倫理に関する知識及び技術を身に付けられるよう、教育課程内外を問わず、適切な機会を設けていく。
- (ウ) 学部学生に対しては、各学部、各学科等の研究分野の特性に応じて、研究者倫理に関する基礎的素養を修得するための定期的な研究倫理教育を実施する体制を構築する。
- (エ) 研究倫理教育の実施に当たっては、文部科学省等が作成又は指導した教材を活用するものとする。

【参照】研究倫理教育教材：「科学の健全な発展のために」日本学術振興会

3- (3) 研究データの保存及び開示

研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより研究成果の第三者による検証可能性を確保することは、不正行為の抑止や、研究従事者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資することのみならず、研究成果を広く科学コミュニティの間で共有する上でも有益であることから、研究倫理教育責任者は、「東北学院大学における研究データの保存等に関するガイドライン」（平成28年3月29日統括管理責任者裁定）第10項に基づき、研究データの保存期間を含む保存計画（以下「保存計画」という。）を作成し、各学部・研究科等の学術研究に携わる者に提示するとともに、研究データを適切に保存するための環境を整備するものとする。

※ 次ページの「東北学院大学における研究データの保存等に関するガイドライン」参照

東北学院大学における研究データの保存等に関するガイドライン

平成28年3月29日制定
統括管理責任者裁定

【目的】

- 1 このガイドラインは、東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程（平成27年3月11日制定第7号）（以下「規程」という。）第18条第2項の規定に基づき、本学の研究従事者が、本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存等に関する指針を示し、研究機関としての公正性を確保し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

【定義】

- 2 本ガイドラインにおいて、「研究データ等」とは、発表された研究成果の根拠となる論文や報告、研究成果発表の基となった実験ノート、数値データ、画像、試料、装置等をいう。
- 3 本ガイドラインにおいて、「学術研究に携わる者」とは、規程第2条第1項に定める本学において学術研究に携わる者及びこれを支援する者（大学院生及び学部学生を含む。）をいう。
- 4 本ガイドラインにおいて、「統括管理責任者」とは、規程第4条第1項2号に定める者、また、「研究倫理教育責任者」とは、規程第4条第1項4号に定める者をいう。

【学術研究に携わる者の責務】

- 5 学術研究に携わる者は、本学における研究活動により作成又は取得した研究データ等を、後日の利用・検証に堪えるよう適切に保存・管理しなければならない。なお、保存に際しては、作成者、作成日時及び属性等を整備し、検索等が可能となるよう留意すること。
- 6 学術研究に携わる者自身が、退職、卒業、修了等により、本学において研究活動を行わなくなった場合は、本学による研究データ等の追跡が可能となるように、所属元の研究倫理教育責任者に当該研究データ等の所在を報告し、当該研究データ等は、本ガイドラインで定める期間は適切に管理されなければならない。
- 7 学術研究に携わる者は、発表された研究成果に不正が確認された場合又はその他必要に応じて、保存する研究データ等を開示しなければならない。

【保存期間】

- 8 研究データ等の保存期間の詳細については、各研究倫理教育責任者が、以下を基準とし研究データ等の性質及び研究分野の特性に応じて定めること。ただし、学術研究に携わる者がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げない。
 - (1) 研究データ等のうち、文書、数値データ、画像等の研究資料等については、原則として、研究成果の発表後、10年間とする。
 - (2) 研究データ等のうち、(1)以外の実験試料、標本等の「試料」、装置等については、原則として、研究成果の発表後、5年間とする。
 - (3) (1)及び(2)の保存期間の設定にあたっては、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合又は保存・保管が本質的に困難なものや保存に多大なコストがかかるものについては、合理的な範囲において廃棄又は保存期間を短縮することができる。
 - (4) 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。

- (5) 受託研究又は共同研究等の特定のプロジェクトにより得られた研究データ等の取扱いについて、外部機関との契約等により別途定めがある場合はそれに従う。

【統括管理責任者の責務】

- 9 統括管理責任者は、各研究倫理教育責任者に対し、公正な研究活動の推進等に関し必要な指導等を行うにあたっては、本ガイドラインに則って研究データ等の保存について適切に指導又は教育するものとする。

【研究倫理教育責任者の責務】

- 10 研究倫理教育責任者は、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう各研究分野の特性に対応した研究データ等の保存方法及びその管理等の方針を定め、学術研究に携わる者に対して周知するとともに、研究データ等の保存についての指導及び教育を行い、併せて研究データ等を保存するための環境整備に努めなければならない。

また、保存方法を定めるにあたっては、国又は学会等の学術団体が示す基準を踏まえて、研究分野の特性等を鑑みて定めるものとする。

- 11 研究倫理教育責任者は、学術研究に携わる者に前項の指導等を行うにあたっては、第8項で定める保存期間を遵守するとともに、当該保存期間を超えても可能な限り長期間研究データ等を保存し、発表された研究成果についての説明責任を果たすことが求められることを併せて指導する。

【その他】

- 12 この件に定めるもののほか、個人情報等の遵守すべき法令等があるもの又は倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの法令等によるものとする。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成28年4月1日から実施し、実施の際現存する研究データから適用する。
- 2 研究倫理教育責任者は、研究データの保存方法及びその管理等の方針を平成28年度中に定めるものとする。なお、学術研究に携わる者は、研究データの保存方法及びその管理等の方針が定められるまでの間研究データを破棄してはならない。

4. 研究活動上の不正行為等への対応

4- (1) 研究活動上の相談・通報の取扱い

- (ア) 研究活動上の相談については、各キャンパスの事務担当責任者が相談窓口となり対応する。なお、「学校法人東北学院における公益通報者の保護に関する規程(平成22年10月1日制定第11号)」第6条に定める通報窓口の研究活動上の通報があった場合は、通報者本人の意思を確認し、通報された日をもって研究活動上の通報窓口に通報があった日とみなし受理することができる。
- (イ) 研究活動上の不正行為に係る通報については、各キャンパスの事務担当責任者が通報窓口となり、書面、電話、FAX、電子メール、面談等により受理する。なお、通報窓口の事務担当責任者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないように取り計らう。
- (ウ) 通報は原則として顕名とし、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを対象とする。
- (エ) 匿名による通報があった場合、通報の内容に応じて顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- (オ) 告発の意思を明示しない相談については、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。
- (カ) 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為が指摘された場合は、通報窓口に通報があった場合に準じ取り扱うことができる。
- (キ) インターネット上に特定不正行為の疑いが掲載されていることを確認した場合、通報窓口に通報があった場合に準じ取り扱うことができる。
- (ク) 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行うことができる。
- (ケ) 相談・通報窓口は、当分の間、学内のみで対応する。

4- (2) 通報者・被通報者の取扱い

- (ア) 通報の受理に当たっては、個室での面談、担当職員以外の電話や電子メールなどの見聞制限を行うなど、通報内容や通報者の秘密を守るため適切な方法を講じる。
- (イ) 通報に係る通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないように関係者の秘密保持を徹底する。
- (ウ) 通報者が、被通報者を陥れるなどの悪意に基づく通報を防止するため、通報は原則として顕名によるもののみ受理する。
なお、通報の受理には、不正とする科学的合理的理由を示されていることのほか、調査に協力を求める場合があること、調査の結果悪意に基づく通報であることが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることも理解してもらうこと。
- (エ) 通報者に対し、単に通報したことを理由に解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等

不利益処分を行ってはならない。

- (オ) 被通報者に対し、単に告発がなされたことを理由に解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等不利益処分を行ってはならない。

4－(3) 通報の受理・予備調査

- (ア) 通報を受理した事務担当責任者は、事務管理責任者、コンプライアンス推進責任者又は研究倫理教育責任者、及び統括管理責任者を通じて最高管理責任者へ報告する。
- (イ) 通報に関する報告を受けた最高管理責任者は、通報事案の対応を研究不正防止推進委員会へ諮問し、同委員会の予備調査に基づく答申により30日以内に調査の要否を判断する。

4－(4) 不正調査(本調査)

- (ア) 研究不正防止推進委員会からの答申を判断した結果、調査が必要であると最高管理責任者が認める場合は、研究不正調査委員会の開催を要請し、本調査を開始する。
- なお、本調査の実施に当たっては、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告、協議を行うこととする。
- (イ) 研究不正調査委員会は、本調査を開始するに当たり、被通報者の弁明の聴取を行わなければならない。
- (ウ) 研究不正調査委員会は、通報の受理日から210日以内(研究活動に係る不正行為の場合は150日以内)に最終報告書(調査が完了しない場合は中間報告書)を最高管理責任者に提出しなければならない。

4－(5) 調査方法

- (ア) 告発された事案に係る研究活動に関して、証拠になるような資料等を保全する措置をとらなければならない。
- (イ) 告発された事案に係る研究活動が本学において行われ、本学が調査機関となっていない場合は、調査機関の要請に応じて、告発された研究活動に関する証拠となるような資料等を保全する措置をとらなければならない。

4－(6) 認定

- (ア) 調査を通じて、告発が悪意に基づくものであると判明した場合は、通報者に弁明の機会を与えた上で、併せて認定を行うことができる。
- (イ) 告発された事案の認定に当たっては、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行うこととし、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定できない。

4－(7) 配分機関等への報告

最高管理責任者は、調査開始(調査内容等の確認を含む。)を通報の受理日から30日以内に、最終報告書(調査が完了しない場合は中間報告書)を通報の受理日から210日以内

(研究活動に係る不正行為の場合は150日以内)に配分機関等に報告しなければならない。
また、調査の過程であっても不正の事実が一部確認された場合は、配分機関等に報告しなければならない。

なお、配分機関等から、調査の進捗状況の報告、資料の提出又は閲覧、現地調査等の要請があった場合は、調査に支障が生じない範囲において対応する。

4－(8) 通報者及び被通報者への通知

(ア) 最高管理責任者は、研究不正調査委員会を設置した時は、調査委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に通知しなければならない。

(イ) 最高管理責任者は、研究不正調査委員会の調査結果を通報者及び被通報者に通知しなければならない。

なお、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知しなければならない。

4－(9) 不服申立て

(ア) 通報者及び被通報者は、調査結果に不服がある場合は、調査結果を知った日の翌日から起算して2週間以内に、最高管理責任者に対して不服の申し立てを行うことができる。

(イ) 不正行為があったと認定された被通報者からの不服申立てについて、研究不正調査委員会は、不服申し立ての主旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。

(ウ) (イ)の不服申立てについて、再調査を行うまでもなく却下すべきと決定した場合には、研究不正調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知しなければならない。

(エ) 研究不正調査委員会は、再調査が必要であると認めた場合は、再調査の結果を不服申立て受理日から50日以内に、最高管理責任者に報告しなければならない。

(オ) 告発が悪意に基づくものであると認定された通報者からの不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、通報者の所属機関及び被通報者に通知する。

(カ) (オ)の不服申し立てについて、研究不正調査委員会は、再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。報告を受けた最高管理責任者は、通報者、通報者が所属する機関及び被通報者に通知しなければならない。

4－(10) 再調査結果の通知

最高管理責任者は、再調査の要否及び再調査結果については、配分機関等及び通報者並びに被通報者に通知する。

5. 不正行為が確認された場合の措置

研究活動上の不正行為が確認された場合は、次に掲げる措置を実施する。

5- (1) 不正行為者への処分等

研究不正調査委員会での調査の結果、不正行為が確認された場合は、「東北学院懲戒規程」及びその他の関係規程に基づき処分する。併せて、競争的資金配分機関等から研究費の不交付や返還、応募制限等の罰則を適用する。

また、私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟による法的責任を追及することができる。

5- (2) 調査結果の公表

(ア) 研究活動上の不正行為が確認された場合は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査方法・手順等及び懲戒処分の結果を公表し、再発防止措置を講じる。

ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることもある。

(イ) 研究活動上の不正行為が確認されなかった場合は、原則として調査結果を公表しない。

ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

(ウ) 告発が悪意に基づくものであると認定された場合は、調査結果を公表する。

5- (3) 通報者及び被通報者に対する措置

(ア) 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が確認された場合、本学に所属し、不正行為への関与が認定された者及び関与したまでとは認定されないが、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対しては、「東北学院懲戒規程」に基づき適切に処分するとともに、不正行為が認定された論文等の取り下げを勧告しなければならない。

(イ) 最高管理責任者は、本学に所属し、告発が悪意に基づくものと認定された者に対して、「東北学院懲戒規程」に基づき適切に処分しなければならない。

5- (4) 管理責任者の処分

研究不正調査委員会での調査の結果、研究活動上の不正行為が、管理責任者の不作為に起因するものと確認された場合は、被通報者の処分に併せて「東北学院懲戒規程」に基づき当該管理責任者を処分する。

なお、管理責任者がガイドラインに基づき適切に管理体制を整備・運用していたとしても、不正が発生することは十分に起こり得ると考えられるため、不正が発生したという結果のみをもって、処分の対象とはしない。ただし、研究不正調査委員会において、不正を招いた原因を分析・特定した結果、ガイドラインが求める事項を適切に実施していれば、その不正の発生を未然に防ぐことができたと考えられる場合（例えば、コンプライアンス教育の受講管理や指導等が適切に行われていなかった場合）には、処分の対象とする。このほか、一般的

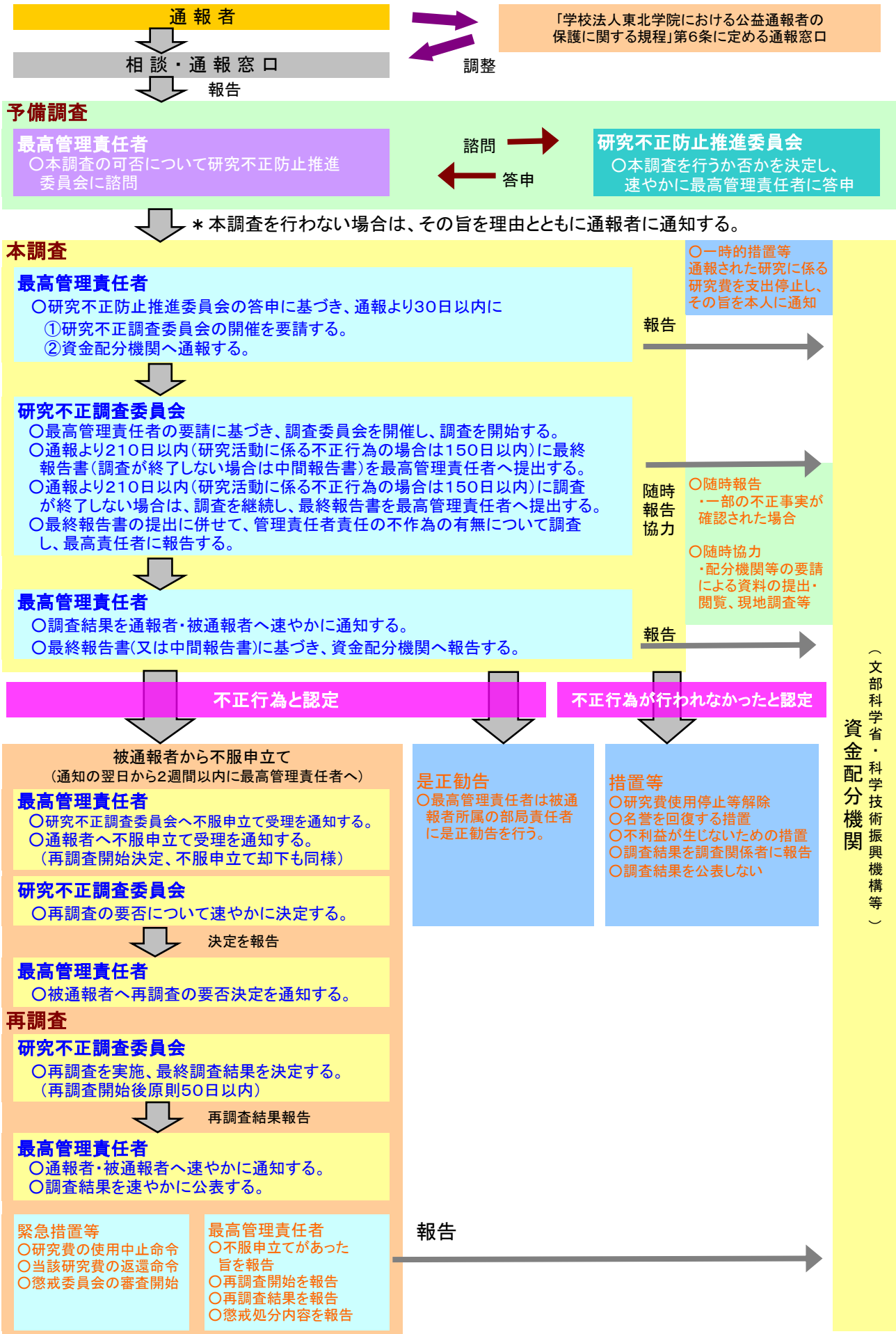
に、懲戒処分規程等に照らして、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合などが対象となる。

5－(5) 取引業者への処分

学長は、研究不正調査委員会での調査の結果、取引業者に起因した不正行為が確認された場合は、研究不正防止推進委員会において、当該取引業者の弁明の機会を設け意見を聴取した上で、取引業者に対する処分を行う。

※次ページの「研究活動上における不正行為への対応フロー」参照

研究活動上における不正行為への対応フロー



※ 捏造、改ざん、盗用その他の研究活動における不正又は不適切な行為についても、この対応フローに準じて対応する。

(別紙様式1)

誓 約 書

平成 年 月 日

東北学院大学長 殿

所 属 _____

氏 名(自署) _____

私は、東北学院大学の教職員として、研究活動に従事するに当たり、下記のルールを遵守することを誓約します。

記

1. 「東北学院大学における公正な研究活動を確保するための行動規範」などの関係規程等を理解し、これを遵守します。
2. 研究活動において、捏造、改ざん、盗用その他の不正又は不適切な行為及び研究費の私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等の不適切な使用を行うことはありません。
3. 「東北学院大学における公正な研究活動を確保するための行動規範」などの関係規程等に違反し、不正が認められた場合は、配分機関等の処分を含めいかなる処分を講じられても異議を申し立てません。

以上

(別紙様式2)

誓 約 書

平成 年 月 日

東北学院大学長 殿

事業所名 _____

代表者氏名 _____ ⑩

当事業所は、東北学院大学との取引に当たり、下記のルールを遵守することを誓約します。

記

1. 「東北学院大学における公正な研究活動を確保するための行動規範」などの関係規程等を理解し、これを遵守します。
2. 東北学院大学との取引において、研究従事者との癒着を防止し、不正に関与しません。
3. 東北学院大学との取引において研究活動における疑義が生じた場合は、内部監査等の調査における取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力いたします。
4. 「東北学院大学における公正な研究活動を確保するための行動規範」などの関係規程等に違反し、不正が認められた場合は、いかなる処分を講じられても異議を申し立てません。
5. 東北学院大学の研究従事者から不正行為の誘惑等があった場合は、その旨を通知いたします。

以上

(別紙様式3)

確 認 書

平成 年 月 日

東北学院大学長 殿

所 属 _____

氏 名(自署) _____

私は、東北学院大学の教職員として研究活動に従事するに当たり、「研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル」(東北学院大学発行)により東北学院大学における研究活動上の不正行為防止対策を理解しました。

また、研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)を通読し、研究活動上のコンプライアンス及び研究倫理を理解しました。

○ 以下の説明内容について、最も当てはまるものの□欄にチェックしてください。

説 明 事 項	十分理解 できた。	理 解 できた。	理 解 できなかった。
研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
研究活動上の不正行為	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
行動規範	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
誓約書の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
不正行為防止にかかる責任体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
競争的資金等の不正使用防止計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「科学の健全な発展のために」の通読	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の研究倫理教材を受講済みの場合は、右の□にチェックし、教材名を記入してください。	<input type="checkbox"/> (教材名 : _____)		
不正行為が確認された場合の懲戒処分・罰則	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
管理責任者の処分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(別紙様式4)

モニタリングの評価項目のチェック調書

コンプライアンス推進責任者は、事務管理責任者（コンプライアンス推進副責任者を兼務）と協力し、不正を発生させる要因について法務研究科及び各学部の状況を以下のリスクについて体系的に評価を行う。

(注意点) 不正には複数の要因が関わる可能性があることに注意する。

評価項目		チェック欄	評価意見等
①	発注権限のない研究従事者の発注や例外処理の常態化などルールと実態が乖離していないか。	<input type="checkbox"/>	
②	決裁手続きが複雑で責任の所在が不明瞭になっていないか。	<input type="checkbox"/>	
③	予算執行に特定の時期への偏りはないか。	<input type="checkbox"/>	
④	業者に対する未払いが発生していないか。	<input type="checkbox"/>	
⑤	競争的資金が集中している学科・研究室はないか。	<input type="checkbox"/>	
⑥	事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分になり、取引に対するチェックが不十分になっていないか。	<input type="checkbox"/>	
⑦	同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏りはないか。	<input type="checkbox"/>	
⑧	データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分になっていないか。	<input type="checkbox"/>	
⑨	受領印による確認のみや事後抽出による現物確認の不徹底など検収業務やモニタリング等が形骸化していないか。	<input type="checkbox"/>	
⑩	業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用はないか。	<input type="checkbox"/>	
⑪	非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せになっていないか。	<input type="checkbox"/>	
⑫	二重払いのチェックや用務先への確認など、出張の事実確認等が行える手続きが不十分になっていないか。	<input type="checkbox"/>	
⑬	特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境や、発注検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など牽制が効きづらい研究環境になっていないか。	<input type="checkbox"/>	

平成 年 月 日

モニタリング実施者

コンプライアンス推進責任者 (自署)

事務管理責任者 (自署)

※ 毎年2月にモニタリングを実施し、その結果を統括管理責任者に報告する。

VI. 不正防止体制整備の不備がある場合の文部科学省の措置

文部科学省は、本学において研究費が適切に使用・管理されるよう所要の対応を行う責務を負っており、本学の管理体制に係るガイドラインの実施状況を把握し所要の改善を促すために次の調査を実施する。

(1) モニタリング等の実施

文部科学省は、ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、本学の自発的な対応を促す形で指導等を行うために、以下の調査(書面、面接、現地調査を含む。)を実施する。

- (ア) 履行状況調査(毎年、一定数を抽出)
- (イ) 機動調査(履行状況調査以外に、緊急・臨時の案件に機動的に対応する。)
- (ウ) フォローアップ調査(履行状況調査、機動調査における改善措置状況についてフォローアップ調査を実施し、結果により必要に応じ措置を講じる。)

(2) モニタリングの結果に伴う措置

文部科学省が、履行状況調査及び機動調査の結果、本学の体制整備等の状況に不備があると判断した場合は、次の措置を講じる。

- (ア) 体制整備等の不備に係る改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件を付し、翌年度よりフォローアップ調査を実施する。
- (イ) フォローアップ調査の結果、管理条件の履行が認められないと判断した場合は、間接経費の停止を含めて段階的に間接経費の削減措置を講じる。
- (ウ) フォローアップ調査の結果、管理条件を着実に履行していると判断した場合は、間接経費の削減措置を解除する。

VII. 研究活動上の不正行為防止への対応マニュアルの見直し

この「研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル」は、研究活動上の不正行為の防止のため現時点で取り組むべき措置を掲げたものであり、リスクアプローチ監査等については、引き続き検討することとしている。

今後、継続して不正行為を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考に絶えず見直しを行うものである。

改正

平成28年3月22日改正第72号

東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 不正行為防止対応組織（第4条—第8条）
- 第3章 競争的資金等の管理・運用（第9条—第16条）
- 第4章 内部監査（第17条）
- 第5章 研究データの保存及び開示（第18条）
- 第6章 不正行為への対応及び措置（第19条—第27条）
- 第7章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、東北学院大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為防止に関し必要な事項を定め、本学の研究機関としての公正性を確保するとともに、本学の研究活動を支援することを目的とする。

（対象）

第2条 この規程における本学の研究活動の対象者は、本学において学術研究に携わる者及びこれを支援する者（大学院生及び学部学生を含む。）並びに競争的資金を扱う事務職員及び事務補助者とする。

2 前項に掲げる者は、本規程等を遵守し、本学における研究活動に従事しなければならない。ただし、競争的資金の管理・運用に関わる者は、第5条第1号に規定する委員会が立案する「不正使用防止計画」に定める誓約書を提出しなければならない。

（不正行為の定義）

第3条 この規程において、「研究活動上の不正行為」とは次に掲げるものをいう。ただし、故意でないと根拠をもって明らかにされたものは「研究活動上の不正行為」に当たらないものとする。

(1) 研究活動における次のいずれかに該当する行為

ア 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん：研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正なものでないものに加工すること。

ウ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示をしないまま流用すること。

(2) 二重投稿及び不適切なオーサーシップ等の不適切な行為

(3) 競争的資金等の私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等の行為

第2章 不正行為防止対応組織

（管理責任者）

第4条 本学における研究活動上の不正行為防止対策及び競争的資金等の管理・運用を適正に実施する責任者として、次に掲げる者を置く。

(1) 最高管理責任者

- (2) 統括管理責任者
 - (3) コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者
 - (4) 研究倫理教育責任者
 - (5) 事務管理責任者及び事務担当責任者
- 2 最高管理責任者は、本学の研究活動上の不正行為防止の基本方針を策定の上、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図るとともに最終的な責任を負う。
 - 3 最高管理責任者は、学長をもって充てる。
 - 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学の研究活動上の不正行為防止の基本方針に基づき、具体的対策の策定及び実施について統括する。
 - 5 統括管理責任者は、総務担当副学長をもって充てる。
 - 6 コンプライアンス推進責任者は、研究活動におけるコンプライアンス教育、競争的資金等の管理・執行の管理監督について責任及び権限を持つものとする。
 - 7 コンプライアンス推進責任者は、各研究科長及び各学部長をもって充てる。
 - 8 コンプライアンス推進副責任者は、研究活動の不正行為防止対策の実効的な管理監督について責任及び権限を持つものとする。
 - 9 コンプライアンス推進副責任者は、各専攻主任及び各学科長をもって充てる。
 - 10 研究倫理教育責任者は、第3条1号及び2号に係る研究活動上の不正行為に対応する研究倫理教育について責任及び権限を持ち、併せて研究データの保存及び開示について管理責任を持つものとする。
 - 11 研究倫理教育責任者は、各研究科長及び各学部長をもって充てる。
 - 12 事務管理責任者は、コンプライアンス推進副責任者を兼ねてコンプライアンス推進責任者を補佐し、競争的資金等の管理・運用に関する事務の実質的責任及び権限を持つものとする。
 - 13 事務管理責任者は、土樋キャンパスにあっては総務部次長、多賀城キャンパスにあっては総務部次長（多賀城キャンパス担当）、泉キャンパスにあっては総務部次長（泉キャンパス担当）をもって充てる。
 - 14 事務担当責任者は、事務管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理・運用に直接携わる。
 - 15 事務担当責任者は、各キャンパスにおいて競争的資金等に関する事務を直接所掌する部署の責任者をもって充てる。

（不正行為防止等に関わる委員会）

第5条 本学における研究活動上の不正行為防止等に関わる委員会として、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 東北学院大学研究不正防止推進委員会（以下「不正防止推進委員会」という。）
- (2) 東北学院大学競争的資金等内部監査委員会（以下「内部監査委員会」という。）
- (3) 東北学院大学研究不正調査委員会（以下「不正調査委員会」という。）

（不正防止推進委員会）

第6条 不正防止推進委員会は、公正な研究活動を遂行するための行動規範及び研究活動上の不正行為防止の具体的対策に係る不正行為防止計画を立案し、研究者の研究環境の改善を図ることを目的として設置する。

- 2 不正防止推進委員会委員長は、総務担当副学長をもって充てる。
- 3 不正防止推進委員会委員は、土樋キャンパスから6人の教職員並びに多賀城及び泉の各キャンパスからそれぞれ4人の教職員を選任し、学長が委嘱する。
- 4 不正防止推進委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 5 不正防止推進委員会は定期的開催されるほか、最高管理責任者の要請に応じて臨時に開催する。
- 6 不正防止推進委員会は、通報事案への対応に関する最高管理責任者からの諮問を受けて答申する。

(内部監査委員会)

第7条 内部監査委員会は、競争的資金等の使用状況を監査することを目的として最高責任者直属に設置する。

- 2 内部監査委員会委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 内部監査委員会委員は、財務、管財若しくは総務関係部署の職務経験者又は現に当該職務を担当している職員の中から6人を選任し、学長が委嘱する。
- 4 内部監査委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 内部監査委員会委員長は、監査結果を、統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。
- 6 内部監査委員会は定期的な監査を行うほか、必要に応じて臨時に監査を行う。
- 7 内部監査の具体的な項目等は、この規程の第17条に定める。

(不正調査委員会)

第8条 不正調査委員会は、研究活動上の不正行為に関する内部監査報告、通報等に基づき調査を行うことを目的として設置する。

- 2 不正調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について事実の確認及び認定を行う。
- 3 不正調査委員会委員長は、総務担当副学長をもって充てる。
- 4 不正調査委員会委員は、最高管理責任者が不正防止推進委員会及び内部監査委員会の委員のうちから、利害関係者を除きそれぞれ3人以内及び学外の学識経験者若干名を選任する。ただし、第3条1号及び2号に係る不正調査委員会委員の半数以上は、利害関係者を除く学外の学識経験者で構成しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、第22条に定める再調査において新たな専門性を要する判断が必要であると認めた場合は、委員を交代又は追加することができる。
- 6 最高管理責任者は、前2項に定める委員の選任に当たっては、不正調査委員会委員長と協議を行うものとする。
- 7 不正調査委員会の具体的業務、開催手続き等は、この規程の第20条及び第23条に定める。

第3章 競争的資金等の管理・運用

(競争的資金等の定義)

第9条 この規程において「競争的資金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 文部科学省及び他省庁の競争的資金(科学研究費補助金を含む。)
- (2) 文部科学省及び他省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金
- (3) 文部科学省及び他省庁の公募型の研究資金
- (4) 文部科学省及び他省庁が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金
- (5) 前各号に定める競争的資金又は研究資金の分担資金
- (6) 地方公共団体からの受託・共同研究に関する研究資金
- (7) 公益財団法人等からの公募型の研究資金
- (8) 民間企業からの受託・共同研究に関する研究資金
- (9) 民間企業及び公益財団法人等からの研究助成金

(競争的資金の受入れ)

第10条 本学における競争的資金等の受入れは、次に定めるとおりとする。

(1) 第9条第1項1号から5号までに規定する競争的資金等の受入れは、それぞれの応募要領等に従うものとする。

(2) 第9条第1項6号から9号までに規定する競争的資金等の受入れは、原則として資金提供側の応募要領等に従い、特別の定めが無い場合は「東北学院大学受託研究規程」、「東北学院大学共同研究規程」及び「東北学院大学教育研究助成金等規程」に従うものとする。

(競争的資金の使用ルール)

第11条 競争的資金等のうち、科学研究費補助金については、「科研費ハンドブック（研究者用）」及び「東北学院大学科研費使用マニュアル（研究者用）」に従って使用するものとする。

2 前項に定めるもの以外の競争的資金等については、当該競争的資金等の使用ルールがある場合はこれに従い、特別な使用ルールが無い場合は「東北学院経理規程」に従って使用するものとする。

(口座の開設)

第12条 競争的資金等に係る口座の開設は、次項及び第3項に定めるとおりとする。

2 科学研究費補助金については、各キャンパスに内定通知後速やかに、最高管理責任者の名義で研究者の口座を開設する。

3 科学研究費補助金以外のものについては、特に別口座による処理を要する場合に限り、最高管理責任者の承認を得て、最高管理責任者の名義で研究者の口座を開設する。

(物品の発注及び検収)

第13条 競争的資金等による物品の発注及び納品検収は、この規程の第11条に定める競争的資金の使用ルールに基づいて行う。

(経理事務)

第14条 競争的資金等の経理事務については、各キャンパスの事務管理責任者の指揮監督の下に、事務担当責任者が次に掲げる業務を行う。

(1) 口座に関する預金出納帳の残高確認及び保管

(2) 口座ごとの帳簿の整理

(3) 物品購入に係る見積書、納品書、請求書、領収書等の保管

(4) 旅費交通費に係る出張願、旅費計算書、領収書、復命書、航空機半券等の保管

(5) 人件費に係る雇用契約書、勤務調書、領収書等の保管

(6) 前3号に掲げる支出以外については、当該競争的資金等の使用ルールで必要とする全ての書類の保管

(7) 物品購入に係る納品物品の検収

(8) 競争的資金等に関する使用進捗状況の把握

(9) 競争的資金等の合算使用及び繰越しに関する手続き

(10) 経理報告書の作成

(合算使用)

第15条 競争的資金等の資金間の合算使用は、当該競争的資金等の使用ルールに従って行う場合のみ可能とする。

2 合算使用を行おうとする場合、競争的資金等の研究代表者は、あらかじめ当該研究に関わる事務を取り扱う事務管理責任者に、競争的資金等の合算使用願いを提出しなければならない。

3 合算使用願いの提出を受けた事務管理責任者は、当該競争的資金等の使用ルールを確認の上、許可するものとする。

(年度繰越)

第16条 競争的資金等の年度繰越は、当該競争的資金等の使用ルールに従って行う場合のみ可能とする。

2 年度繰越を行う場合、競争的資金等の研究代表者は、あらかじめ当該研究を担当する事務管理責任者に競争的資金等の繰越願いを提出しなければならない。

3 年度繰越願いの提出を受けた事務管理責任者は、当該競争的資金等の使用ルールを確認の上、許可する。

第4章 内部監査

(内部監査)

第17条 内部監査委員会は、競争的資金等の使用状況について、定期的に及び臨時に監査を行わなければならない。

2 定期監査は、日時を定めて、次に掲げる項目について行う。

(1) 使用ルールに基づく所定の書類整理

(2) 書類の日付と検収の確認

(3) 高額な物品についての競争的な納入業者の決定の有無

(4) 立替払い及び研究者による発注における、使用ルールの遵守

(5) 使用ルールに基づく旅費の支出

(6) 人件費に関する出勤管理の適正

(7) 購入物品の適正保管

(8) 委託費、賃借料、修繕費、印刷費、雑費等の適正な契約

(9) 競争的資金等の使用に係る進捗状況

3 定期監査は、原則として特に競争的資金等の額が高額なものについて実施する。

4 臨時監査は、定期監査における不備項目及び通報事項について、必要に応じて随時行う。

5 内部監査委員会は、定期監査及び臨時監査の結果、不備があると認めるときは、関係者に対し適正な処理について指導又は助言する。

第5章 研究データの保存及び開示

(研究データの保存及び開示)

第18条 研究倫理教育責任者は、本学において学術研究に携わる者に対して、一定期間研究データを保存すること。及び必要に応じて開示することを義務付けるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、前項の研究データの保存に関して各研究分野の特性に対応した研究データの保存期間を定め、適切に管理しなければならない。

第6章 不正行為への対応及び措置

(相談窓口)

第19条 本学に、研究活動上の不正行為に関し学内外からの研究活動上の相談を受ける相談窓口を置く。なお、相談窓口は、必要に応じて学外に置くことができる。

2 学内における相談窓口の担当は、事務担当責任者をもって充てる。

(通報)

第20条 本学に、研究活動上の不正行為に関し学内外からの研究活動上の通報を受け付ける通報窓口を置く。なお、通報窓口は必要に応じて学外に置くことができる。

2 学内における通報窓口の担当は、事務担当責任者をもって充てる。

3 通報を受理した事務担当責任者は、事務管理責任者、コンプライアンス推進責任者又は研究倫理教育責任者及び統括管理責任者を通じて最高管理責任者へ報告しなければならない。

- 4 研究活動上の不正行為に係る通報が、「学校法人東北学院における公益通報者の保護に関する規程（平成22年10月1日制定第11号）」第6条に定める通報窓口にあった場合は、通報された日をもって研究活動上の不正行為に係る通報窓口に通報があったものとみなし、受理することができる。
- 5 通報に関する報告を受けた最高管理責任者は、必要に応じて通報事案の対応を不正防止推進委員会へ諮問する。
- 6 最高管理責任者は、不正防止推進委員会からの答申に基づき、通報の受理から30日以内に調査の可否を判断し、調査が必要であると認める場合は、不正調査委員会の開催を要請する。
- 7 不正調査委員会は、通報の受理から210日以内（捏造、改ざん、盗用等の研究活動における不正又は不適切な行為の場合は150日以内）に最終報告書（調査が完了しない場合は中間報告書）を最高管理責任者に提出しなければならない。

（被通報者への措置）

第21条 最高管理責任者は、被通報者に対して、必要に応じ調査対象制度に係る研究費の使用停止を命ずる。

（配分機関への報告）

第22条 最高管理責任者は、不正防止推進委員会の答申に基づき、調査が必要であると認める場合は、通報の受理から30日以内に配分機関（第9条第1項1号から5号に規定する競争的資金又は研究資金の配分機関をいう。以下同じ。）に報告する。

- 2 最高管理責任者は、通報の受理から210日以内（捏造、改ざん、盗用等の研究活動における不正又は不適切な行為の場合は150日以内）に最終報告書（調査が完了しない場合は、調査の進捗状況又は中間報告書）を配分機関に提出しなければならない。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 3 最高管理責任者は、配分機関から要請があった場合、正当な事由がある場合を除き当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査等に応じる。
- 4 最高管理責任者は、不正調査委員会の調査結果を通報者及び被通報者に報告しなければならない。

（不服申立て）

第23条 通報者又は被通報者は、調査結果に不服がある場合は、調査結果を知った日の翌日から起算して2週間以内に、最高管理責任者に対して不服の申し立てを行うことができる。

- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てを受理した場合は、不正調査委員会に不服申立て事案の対応を要請する。
- 3 不正調査委員会は、再調査の可否を速やかに判断し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 不正調査委員会は、再調査が必要であると認める場合は、不服申立てを受理してから50日以内に再調査し、調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 本条第3項及び前項に係る再調査の可否及び再調査の結果については、通報者、被通報者及び配分機関に報告するものとする。

（守秘義務）

第24条 研究活動の不正行為に係る通報事案に対応する教職員及び調査関係者は、業務上知り得た情報に関し調査が終了した後も含め守秘義務を負う。

（通報者の保護）

第25条 最高管理責任者は、通報者を保護するために、通報に伴う不利益の発生の防止に係る措置

を講じなければならない。

(被通報者の保護)

第26条 最高管理責任者は、不正調査委員会での調査の結果、被通報者に不正行為が確認されなかった場合は、被通報者の名誉の回復に係る措置及び被通報者の不利益の発生防止に係る措置を講じなければならない。

(不正行為への措置)

第27条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が確認された場合、次に掲げる措置を実施する。

- (1) 本学に所属する教職員等に起因する不正行為については、東北学院懲戒規程及びその他の関係諸規程に基づき処分を行う。なお、悪質性が高い不正行為については、民事上及び刑事上の法的責任を追及することができる。
- (2) 取引業者に起因する不正行為については、不正防止推進委員会の審議に基づき、取引業者に対する処分を行う。この場合、当該取引業者には、弁明の機会を与える。
- (3) 不正調査委員会が、研究活動上の不正行為は第4条に定める管理責任者の不作為に起因するものと確認した場合は、東北学院懲戒規程に基づき当該管理責任者の処分を行う。
- (4) 前3号の不正事案は、公表する。
- (5) 不正調査委員会の調査結果を学内に周知し、研究活動の不正行為の再発防止措置を講じる。

第7章 雑則

(事務)

第28条 不正防止推進委員会、内部監査委員会及び不正調査委員会の事務は、学長室学長室事務課において処理する。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、不正防止推進委員会が発議し、教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27(2015)年3月11日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程（平成21年4月1日制定第4号）」は、廃止する。

附 則（平成28年3月22日改正第72号）

この規程は、平成28(2016)年4月1日から施行する。

研究活動上の不正行為防止への対応マニュアル（第Ⅱ版）

発行日 平成28(2016)年3月29日発行
編集 東北学院大学研究不正防止推進委員会
発行 東北学院大学
問合せ先 東北学院大学 学長室事務課
〒980-8511
仙台市青葉区土樋一丁目3-1
TEL 022-264-6424 FAX 022-264-6364
E-Mail: c.kikaku@staff.tohoku-gakuin.ac.jp